⑷　出資比率
①　構成員の数が２社の場合　全ての構成員が、30％以上の出資比率でなければならない。
②　構成員の数が３社の場合　全ての構成員が、20％以上の出資比率でなければならない。
⑸　代表者の要件　代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。
⑹　有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
１）発注工事の契約の相手方となった者
競争参加資格が有ると認定した時から工事の請負代金の完成払をした時まで。
２）発注工事の契約の相手方とならなかった者
競争参加資格が有ると認定した時から契約の相手方が確定した時まで。
7　資格審査申請書類
⑴　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
⑵　共同企業体等調書
⑶　経審結果通知書の写し
※令和３・４年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。
⑷　共同企業体協定書の写し
8　資格審査結果の通知
資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。
9　その他
⑴　共同企業体の名称は、「○○○・△△△・××（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　中島　　洋が公告する入札参加資格の認定を受けること。
⑶　本公示の複数の工事に特定建設工事共同企業体として参加希望する場合の申請書は、希望する工事ごとに提出すること。
⑷　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。
5⑵に同じ

競争参加者の資格に関する公示

石垣島⑶宿舎新設建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。
令和３年４月２日
沖縄防衛局長　田中　利則
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47
1　工事名　①石垣島⑶宿舎新設建築工事（その１）②石垣島⑶宿舎新設建築工事（その２）
2　工事場所　①②石垣市街
3　工事概要
①　本工事は、石垣市内における以下の施設の整備に係る建築工事一式を行うものである。
1　宿舎Ａ　新設（ＲＣ－４／延床面積約4,315㎡）
2　宿舎Ｂ　新設（ＲＣ－４／延床面積約1,856㎡）
3　自転車置場×４　新設（ＲＣ－１／延床面積　計約158㎡）
4　プロパン庫　新設（ＲＣ－１／延床面積約18㎡）
5　ごみ置場　新設　一式
※本工事は、宿舎Ａ及び宿舎Ｂ新設の一部ほか６施設を対象としている。
②　本工事は、石垣市内における以下の施設の整備に係る建築工事一式を行うものである。
1　宿舎　新設（ＲＣ－４／延床面積約4,727㎡）
2　自転車置場×４　新設（ＲＣ－１／延床面積　計約118㎡）
3　プロパン庫　新設（ＲＣ－１／延床面積約11㎡）
4　ごみ置場　新設　一式
※本工事は、宿舎新設の一部ほか６施設を対象としている。
4　工期　①令和５年２月28日まで。
②令和４年12月25日まで。
5　競争参加資格審査申請書の交付
⑴　担当部局　〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290―９　沖縄防衛局総務部契約課　電話098―921―8131（内線160）
⑵　申請書の入手方法　すべて、電子データで交付を行う。なお、通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼する。依頼方法は、入札公告４⑵オに記載のとおり。
⑶　交付期間　令和３年４月２日から令和３年６月16日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後６時まで。最終日は正午まで。
⑷　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
6　申請書の提出
⑴　提出期間　令和３年４月２日から同年４月28日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。令和３年４月28日は正午まで。
⑵　提出場所　上記５⑴に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和３・４年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和３年４月２日付支出負担行為担当官沖縄防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、令和３年４月30日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
7　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。
ア　防衛省における令和３・４年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「建築一式工事」で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、特定建設工事共同企業体の代表者は、1,000点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は830点以上であること。
ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、沖縄防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。